

八本松駅

引き続き八本松駅前1号線の工事を
行います。【道路改良事業】

宅地造成工事を行います。
(県道下に排水施設をつくります。)

引き続き宅地造成工事を行います。

宅地造成工事を行います。

土地区画整理審議会委員が決まりました

令和5年12月から5年間の任期となる審議会委員が決まりました。

- 選挙(無投票)で決定した審議会委員(地権者・借地権者)
8名
- 学識経験者審議会委員
2名

土地区画整理法第76条申請(通称:76(ななろく)申請)

土地区画整理事業では、宅地を造成したり、道路や公園などを整備します。工事期間中などに新しい建物を建てたりすると、工事の支障になることがあります。また、せっかく建てた建物の解体をお願いすることにもなり、無駄な費用を御負担いただくこととなります。

このため、土地区画整理事業では換地処分が行われるまでは、新たに建物を建てたり、増改築などをする時には、事前に市に申請をしていただき、市で内容などを確認し、許可できるかどうかを検討させていただきます。

土地や家に手を加えられる時には、事前に市役所にご相談ください。

土地の売買、相続をされた方へのお願い

売買や相続などにより土地の所有者が変更になられた時は、市に御連絡をお願いします。

市役所にお寄せいただいた御質問

【御質問】以前市役所から移転のスケジュールをもらい、令和10年度には新しい土地が完成するようですが、変更はありませんか。

【回答】工事のスケジュールは必要に応じて変更させていただくことがあります。変更が必要となった場合には、関係者様には個別に連絡をさせていただきます。